

神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第16号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第4条の規定に基づき、平成25年度の神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の概要を別紙のとおり公表する。

平成26年11月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、神奈川県及び地方自治法252条の17の規定に基づく県内関係市からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元県及び市と、広域連合との身分を併任しています。

(1) 職員数の状況（平成26年4月1日現在、ただし平成25年度は平成25年4月1日現在）

区分		平成25年度	平成26年度	対前年 増減数
職員数	総数	45人	45人	0人
	うち女性 職員数	11人	15人	4人

※広域連合職員定数条例による定数 50人

(2) 職員の任命等の状況（平成26年度は平成26年4月1日現在）

区分	平成25年度	平成26年度
併任発令者数	20人	14人
併任解除者数	19人	0人

(3) 年齢別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60歳 以上
職員数	0人	0人	14人	8人	6人	4人	6人	3人	4人	0人

(4) 職員の平均年齢（平成25年4月1日現在）

	平成25年度
平均年齢	37歳9ヶ月

2 職員の給与の状況

職員の給与については、派遣元市町の規定に基づき、派遣元市町が支給し、その経費は広域連合が負担しています。県については、県の規定に基づき、県が支給及び負担しています。

(1) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

次の非常勤特別職の報酬については、広域連合が支給しています。

職名	報酬額	
広域連合長	年額 0円	
副広域連合長	年額 0円	
議長	日額 15,000円	
副議長	日額 13,000円	
議員	日額 10,000円	
選挙管理委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
監査委員	代表監査委員	日額 7,000円
	監査委員	日額 6,000円

運営協議会委員	日額	3,000 円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	16,000 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間等について

勤務時間	8時30分から17時15分まで(一部の職員には9時から17時45分までの勤務を認めています)
休憩時間	12時00分から13時00分まで
週休日	日曜日及び土曜日
休日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日

#### (2) 年次休暇の概要と取得状況について

原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成25年度 平均取得日数	13.7日
------------------	-------

#### (3) 特別休暇の概要について

次の特別な事由に該当する場合は、特別休暇を受けることができます。

事由	期間
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁へ出頭	必要と認める期間
地震、水害、火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める期間
地震、水害、火災その他非常災害による職員の住居滅失、破壊	15日の範囲内で必要と認める期間
交通機関の事故等の不可抗力の事故	必要と認める期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院又は交通の遮断	必要と認める期間
職員の婚姻	5日に範囲内で必要と認める期間
妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回及び妊娠36週から出産までは1週間に1回必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合	正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日につき1時間の範囲内で必要と認める時間
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内で必要と認める期間

女性職員の出産	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）日に当たる日から出産の日後8週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）日に当たる日までの期間（以下産前産後期間という。）
職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の産	3日の範囲内で必要と認める期間
女性職員の生理	2日の範囲内で必要と認める期間
職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回、1回30分の範囲内で必要と認める時間
職員の妻が出産する場合の産前産後期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内で必要と認める期間
9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が当該子の看護（負傷、疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度につき5日の範囲内で必要と認める期間（当該子が2人以上の場合は、10日の範囲内の期間）
職員の親族の死亡	別表1に定める範囲内で必要と認める期間
配偶者、父母又は子の祭日	1日、ただし遠隔の地に赴く必要がある場合は、往復に要する日数を加算できる。
夏季における健康維持	6月1日から9月30日までの間に5日の範囲内
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等	必要と認める期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる場合を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度につき、5日間の範囲内で必要と認める期間
負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者で、別表2に定める者の介護その他の世話を行う場合	1の年度につき5日の範囲内で必要と認める期間（要介護者が2人以上の場合は、10日の範囲内の期間）

別表 1 (職員の親族の死亡)

死亡した者		日 数
配偶者		10 日
血族	父母	7 日
	子	7 日
	祖父母、兄弟姉妹	3 日
	孫、伯叔父母	1 日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	3 日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	1 日

別表 2

同居・別居を問わない者	同居を条件とする者
配偶者（内縁関係にある者を含む）、父母、子、配偶者の父母	祖父母、孫、兄弟姉妹 職員や配偶者との間において事実上父母や子と同様の関係と認められる者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子）

## (4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の無給の休暇です。(連続する6月の期間内で必要と認められる期間取得できます。)

25年度については、取得実績は0人です。

## (5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間認められる有給の休暇です。

25年度については、取得実績は1人です。

## (6) 育児休業等の概要と取得状況

## ア 育児休業

職員が職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。(平成25年4月1日現在)

25年度については、取得実績は0人です。

## イ 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。(平成25年4月1日現在)

25年度については、取得実績は0人です。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

派遣元市町の条例等の規定に基づき、派遣元市町と協議の上、派遣元市町で処分します。県職員については、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度県と協議します。

平成25年度については、処分はありません。

##### (2) 懲戒処分の状況

広域連合の職務に関連する懲戒処分については広域連合の条例等に基づき処分します。県職員については、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度県と協議します。

平成25年度については、処分はありません。

#### 5 職員の服務状況

##### (1) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は研修を受ける場合や人間ドックの利用などに限り免除されます。

平成25年度における承認件数は17件です。

##### (2) 営利企業等の従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受けなければ営利企業等に従事することはできません。

平成25年度においては、許可はありません。

#### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 職員研修

県及び派遣元市町において行われる研修に参加し、人材育成を図っています。また、業務上必要があるものについては、外部組織主催の研修に参加し、業務知識の向上に努めています。

##### (2) 勤務成績の評定

勤務成績の評定については、県及び派遣元市町の人事評価の規定により、県及び派遣元市町が評価を行います。

#### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

##### (1) 共済制度等に関する状況

県及び派遣元市町で加入している共済組合及び健康保険組合において適用を受けます。

##### (2) 福利厚生制度に関する状況

県及び派遣元市町の福利厚生制度の適用を受けます。

##### (3) 公務災害補償制度

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

平成25年度における公務災害・通勤災害の認定件数は1件です。

##### (4) 公平委員会に関すること

職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会等にすることができます。

平成25年度においては勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する不服申し立て事案はありません。